



島根県報

令和元年11月29日（金）

号外 第 7 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建 築 住 宅 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

- (1) 二級建築士又は木造建築士の免許申請書及び免許証再交付申請書（免許証を失った場合に限る。）には、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、知事に提出しなければならないこととした。（第3条・第8条関係）
- (2) 二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態になった場合に該当するに至ったとき、その旨を届け出る場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならないこととした。（第9条関係）
- (3) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

令和元年12月1日から施行することとした。

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第45号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。第8条第1項において同じ。）」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第8条第1項中「戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第9条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第8条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならない。

第9条第4項中「第9条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「おいては」の次に「、当該二級建築士又は木造建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は」を加える。

第10条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第12条の11第1号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第12条の12中「第9条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

第12条の14中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

二級
建築士免許申請書
木造

島 根 県
収 入 証 紙
〔消印しないで〕
ください。〕

私は、^{二級}建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。
木造

私は、下記の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名

(署 名)

島根県知事 様

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日生	写真貼付欄 縦4.5cm、横3.5cmの写
本 籍	性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	真の裏面に氏名及び撮
現 住 所	影年月日を記入しての		
試 験	二級 建築士試験に合格した時期 木造 年		りで貼り付けてくださ い。
	合格証書日付	年 月 日	
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> ----- 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処 せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日		あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> ----- 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級 建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日		あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間 中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造 建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間		あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当 たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。		は い <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
※審 査		※経由庁記載欄 責任者 (職氏名) ㊟	
※登録番号	※登録年月日	年 月 日	※受付番号

(注意)

- 1 数字は、算用数字を用いてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 4 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。
- 5 欠格事由欄の記載内容によっては、別途参考となる事項を記載した書類の提出を求める場合があります。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。